

宇治田原町道路台帳電子化業務

特記仕様書

第 1 章 総 則

第1条 （適用範囲）

本特記仕様書は、宇治田原町（以下「発注者」という。）が発注する「宇治田原町道路台帳電子化業務」の作業内容について定めたものであり、受注者は本仕様書に従い業務を履行するものとする。また、本特記仕様書に記載されていない事項は、「土木設計業務等共通仕様書（案）令和3年3月版 京都府」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき業務を行うこととする。

第2条 （業務目的）

本業務は、発注者の各部署にて共用可能なベースとなる基礎資料として、道路台帳をデジタル化し、庁内外において既に運用されている京都府・市町村共同統合型地図情報システム（以下「京都府統合型 GIS」という）の仕組みを活用した共有・公開するデータとして整備し、運用することを目的とする。

第3条 （履行場所）

本業務の業務場所（履行場所）は下のとおりとする。

綴喜郡宇治田原町 地内

第4条 （準拠する法令等）

本業務の実施に当たっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 測量法、同法施行令及び施行規則
- (2) 公共測量作業規程及び同運用基準・作業規程の準則
- (3) 宇治田原町公共測量作業規程
- (4) 国土交通省道路施設現況調査要項
- (5) 道路法、同法施行令及び施行規則
- (6) 都市計画法、同法施行令及び施行規則
- (7) 地理空間情報活用推進基本法
- (8) 地方交付税法
- (9) 普通交付税に関する省令
- (10) 地方自治法及び施行令
- (11) 地理情報標準プロファイル（JPGIS2014）
- (12) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (13) 宇治田原町個人情報保護条例
- (14) 宇治田原町財務規則及び諸規則
- (15) その他の関係法令・規則等

第5条 （提出書類）

受注者は、契約後速やかに下記の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表及び委託代金内訳書の提出について
- (3) 作業実施計画書
- (4) 管理技術者届・照査技術者届・担当技術者届（同経歴書を含む。）
- (5) 上記技術者の資格証明書の写し
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）登録証明書（写）
- (7) プライバシーマーク登録証明書（写）
- (8) 環境マネジメントシステム登録証明書（写）
- (9) 品質マネジメントシステム登録証明書（写）
- (10) ISMS クラウドセキュリティマネジメントシステム登録証明書（写）
- (11) アセットマネジメントシステム登録証（写）
- (12) その他必要とされる書類

第6条 （実施体制）

本業務を実施する上で、次に記載する資格を保持する管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ配置するものとする。なお、各技術者はそれぞれ兼任することはできないものとする。また、配置する技術者は、受注者が直接雇用していることとし、契約時に資格証明書の写し及び直接雇用のわかる証明書（保険証等）の写しを提出する。

- (1) 管理技術者（1～4 全てを満たす技術者 1 名）
 - 1) 技術士（建設部門/道路）または RCCM（道路）
 - 2) 空間情報総括監理技術者
 - 3) 測量士
 - 4) 過去 10 年以内に地方公共団体が発注した道路台帳電子化業務又は道路台帳補正（更新）業務に従事した実績を有する者
- (2) 照査技術者（1～4 全てを満たす技術者 1 名）
 - 1) 空間情報総括監理技術者
 - 2) 測量士
 - 3) IT ストラテジスト
 - 4) 過去 10 年以内に地方公共団体が発注した道路台帳電子化業務又は道路台帳補正（更新）業務に従事した実績を有する者
- (3) 担当技術者（1～3 全てを満たす技術者 1 名）
 - 1) 技術士（建設部門/道路）または RCCM（道路）
 - 2) 測量士
 - 3) 過去 10 年以内に地方公共団体が発注した道路台帳電子化業務又は道路台帳補正（更新）業務に従事した実績を有する者

第7条 （業務計画書）

受注者は、作業着手前に作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案した業務計画書を発注者に速やかに提出し、承認を受けなければならない。また、業務計画を変更するときも同様とする。

第8条 （業務管理及び進捗状況の報告等）

受注者は業務計画に基づき、精度、品質及び工程の管理を行い、業務の進捗状況を発注者に随時報告しなければならない。

第9条 （再委託の禁止）

受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第10条 （損害賠償等）

受注者は、本業務の実施中に、万一、事故等が生じた場合は、すべて受注者の責において解決するものとし、発注者に発生事由及び処理結果を文書にて報告するものとする。また、受注者の責めに帰する事由により損害賠償等の請求があった場合は、受注者においてその一切を処理するものとする。

第11条 （契約不適合責任）

納品後、成果品に「契約不適合」が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の費用負担において行うものとする。

第12条 （関係官公庁その他への手続き等）

受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁その他に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第13条 （完了等）

本業務が完了したときは、業務完了届、業務成果引渡書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受け、必要があるときは速やかに修正し、検査合格により完了とする。なお、納品後においても受注者の責任による成果品の誤りがあった場合は、発注者の必要とする補足、修正及びその他の必要な作業を受注者の負担において速やかに行わなければならない。

第14条 （成果品の帰属）

成果品は全て発注者に帰属し、発注者の承認を得ずに他に公表、譲与、貸与又は使用してはならない。ただし、受注者及び受注者以外の企業が著作権を有しているソフトウェア又はデータ等については、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第15条 （秘密の保持及び個人情報の保護等）

本業務の成果品の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製を作成し、又は他に公表、貸与及び使用等してはならない。ただし、受注者及び受注者以外の企業が著作権を有しているソフトウェア又はデータ等については、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。（秘密の保持及び個人情報の保護等）

- 1 受注者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 2 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、宇治田原町個人情報保護条例等を遵守しなければならない。
- 3 本業務内で利用する貸与資料内の個人情報や、航空写真画像データに映り込んだ情報、作成するデータの情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得しているものとし、本業務の着手時に認証を証明する登録書の写しを提出するものとする。
 - (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）
（（一社）情報マネジメントシステム認定センターにより認定された認証機関による認証）
 - (2) ISMS クラウドセキュリティ（JIS Q 27017）
（（一社）情報マネジメントシステム認定センターにより認定された認証機関による認証）
 - (3) プライバシーマーク（JIS Q 15001）

- ((一財) 日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証)
- (4) 品質マネジメントシステム (JIS Q 9001)
- ((公財) 日本適合性認定協会により認定された認証機関による認証)
- (5) 環境マネジメントシステム (JIS Q 14001)
- ((公財) 日本適合性認定協会により認定された認証機関による認証)
- (6) アセットマネジメントシステム (ISO55001)
- ((一財) 建材試験センターによる認証)

第16条 (疑義)

受注者は本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は発注者と協議するものとする。

第17条 (納期及び履行場所)

本業務の納期及び納入場所は、下の通りとする。

- (1) 納 期 契約日またはその翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 納入場所 宇治田原町役場

但し、京都府・市町村共同統合型地理情報システム (G I S) に別途搭載するため
第 3 1 条に規定したとおり順次部分納品すること。

第 2 章 業務概要

第18条 (業務概要)

本業務の業務概要は下記の通りとする。

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 計画準備・資料収集整理 | 1 式 |
| (2) 製品仕様書作成 | 1 式 |
| (3) 道路台帳図スキヤニングデータ座標付与 | 75 面 |
| (4) 既成図数値化 (地形項目) | 192.6 km |
| (5) 既成図数値化 (台帳項目) | 192.6 km |
| (6) 構造化データ作成 | 192.6 km |
| (7) 数値地形図データファイル作成 | 1 式 |
| (8) 道路台帳調書電子化 | 192.6 km |
| (9) 調書集計演算チェック | 1 式 |
| (10) 境界明示図書スキヤニング | 4,400 枚 (A2)、4,400 枚 (A1) |
| (11) 境界明示位置情報 GIS データ作成 | 2,200 件 |
| (12) 境界明示属性情報登録 | 2,200 件 |
| (13) GIS データ取りまとめ | 1 式 |
| (14) 成果品取りまとめ | 1 式 |
| (15) 打合せ協議 | 1 式 |

第19条 (計画準備・資料収集整理)

本業務が円滑に遂行できるよう、業務の実施方針、各作業工程等の事項を整理した作業実施計画書の作成を行うものとする。なお、本業務で作成する GIS データは、庁内外にて運用中の京都府統合型 GIS で閲覧可能なシェープファイル形式で作成しセットアップするものとする。

2 受注者は、本業務に必要な資料を収集し、作業を円滑に進めるための整理を行うものとする。なお、発注者が貸与する資料は下記の通りとする。

- (1) 道路台帳平面図（原図）
- (2) 道路台帳図スキャニングデータ（TIFF 形式）
- (3) 道路台帳調書関係
- (4) 認定路線網図データ（シェープファイル）
- (5) 認定路線網図出力図（PDF 形式、縮尺 1/5,000）
- (6) 道路施設位置図データ（シェープファイル）
- (7) 宇治田原町数値地形図データ（地図情報レベル 2500）
- (8) 京都府自治体情報化推進協議会航空写真撮影成果
- (9) 境界明示図面、境界明示箇所図
- (10) 境界明示データファイル
- (11) その他必要な資料

3 受注者は、資料及びデータの貸与を受ける場合は、書面により発注者へ申請するものとする。

4 受注者は、貸与された関係資料等についてその重要性を十分に認識して丁寧に扱い盗難、紛失又は損傷させてはならない。万一、盗難、紛失又は損傷させた場合は、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

5 受注者は、貸与された関係資料については、本業務の目的以外にこれを使用してはならない。なお、関係資料を複写又は複製する必要がある場合は、発注者に文書で報告し、承諾を受けるものとする。

6 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに返納するものとする。

第20条 （製品仕様書作成）

1 受注者は、本業務において GIS データを整備するにあたり、京都府統合型 GIS にて運用するための情報や構造を明確にした製品仕様書を作成するものとする。製品仕様書には、以下の内容を規定するものとする。

- ①概覧
- ②適用範囲
- ③データ製品識別
- ④データ内容及び構造（データの構成・定義・属性）
- ⑤参照系
- ⑥データ品質（品質評価の方法）
- ⑦データ製品配布
- ⑧メタデータ
- ⑨その他

また、製品仕様書には京都府統合型 GIS 上に各データを搭載した際のデータの表現方法や凡例等についても明確に定義づけを行うものとする。

第21条 （道路台帳図スキャニングデータ座標付与）

貸与される道路台帳図スキャニングデータの図郭四隅の座標値をもとに道路台帳図ラスタデータの標定作業を行い、公共座標を付与することでシームレスな地図画像データを作成するものとする。

整備した道路台帳ラスタデータは、庁内において発注者が京都府統合型 GIS 上で確認が行えるようセットアップするものとする。

第22条 （既成図数値化（地形項目））

道路台帳図ラスタデータ等をもとに、デジタイザ（座標観測機）又は CAD ソフトウェアや GIS ソフトウェアを用いて、道路の管理区域を確認できるよう、道路区域内の地形項目をデジタル

化し、数値地形図データ（地図情報レベル 1000）を作成するものとする。

なお、データの取得にあたっては、本業務で整備する製品仕様書の内容に準拠するものとする。

2 既成図数値化により取得した地形情報を数値編集し、道路現況平面図データを作成するものとする。数値編集の項目、内容は下記の通りとする。

(1) 図面間接合

図面間のデータ接合及び整合処理を実施するものとする。

(2) データ連続化

真幅道路など、連続性が必要なデータを点検し、連続化できていない箇所を編集するものとする。

(3) データ間断

図上表現しないデータに間断フラグを付加するものとする。

※間断フラグの付加とは、データとしては連続で取得するが、出力時には図上表現しないデータについて、表示しないようデータに属性を付加することを示す。

(4) 地図表現補助

人工斜面の補助線等、地図表現として必要な項目のデータを作成するものとする。

(5) データ整合

地形図としての見栄え、データとして論理的構造になっているかを、出力図及び論理チェックにて確認するものとする。

第23条 （既成図数値化(台帳項目)）

前条までに作成した道路現況平面図データに、道路台帳図ラスタデータを参照して台帳項目を入力し、道路台帳平面図データを作成する。データの取得にあたっては、システムでの運用を考慮し、取得項目ごとにコード分類を行い、所定のレイヤごとに入力を行うものとする。また、後の構造化データ作成やシステム運用を意識し、必要な空間属性、主題属性を網羅できるようデータ入力を行う。なお、取得する項目は、下記の通りとする。

(1) 図形入力する項目

- 1) 道路の起点及び終点

(2) 属性入力する項目

- 1) 路線名称
- 2) 路線番号
- 3) 舗装区分
- 4) 区割番号
- 5) 歩道の分類
- 6) 舗装種別
- 7) 施設注記等
- 8) 曲線半径（30m 未満）
- 9) 勾配（8%以上）

(3) 図形・属性ともに入力する項目

- 1) 道路幅員
- 2) 側溝種別・幅員
- 3) 構造物情報（橋梁・踏切・トンネル）
- 4) 歩道幅員
- 5) 舗装界
- 6) 区域線
- 7) 区割線

2 本作業までに作成した道路台帳平面図データを、日本測地系から世界測地系へ座標変換す

るものとする。また、座標変換後は、所定の精度管理表を作成し、精度管理を徹底するものとする。

第24条 （数値地形図データファイル作成）

作成した道路現況平面図データから数値地形図データファイルを作成するものとする。

第25条 （構造化データ作成）

道路台帳平面図データから、路線ごとに各種調書が作成可能となるよう、構造化データを作成するものとする。なお、データ形式については、京都府統合型 GIS で活用するためシェープファイルとする。

(1) 起終点データ作成

数値地形図データを背景に道路起終点位置（区割線）を入力する。

(2) 中心線データ作成

起終点データをもとに、路線単位の中心線を自動発生させる。作成された図形データより、延長を自動計測できるものとする。

(3) 区割線データ作成

幅員変化点・道路種別・改良区分等の区割要素について、区割線を設定、入力する。

(4) 道路部・歩道・中央帯データ作成

数値地形図データを基に、横断要素別（道路部・歩道・中央帯など）ポリゴンデータを入力する。作成された図形データより、構成ごとの面積を自動計測できるものとする。

(5) 道路敷地データ作成

既存道路台帳図より道路区域を判断し、路線別道路敷地ポリゴンデータを入力する。作成された図形データより、道路敷面積を自動計測できるものとする。

(6) 区間ポリゴンデータ作成

道路敷地データと区割線データより、区間単位の道路敷地ポリゴンデータを自動発生させる。作成された図形データと上記構造化データにより、区間単位での自動計測ができるものとする。

(7) 区間線データ作成

区間ポリゴンデータと中心線データより、区間単位の区間線データを自動発生させる。作成された図形データより、区間ごとの延長を自動計測できるものとする。

(8) データ検証

作成された構造化データの論理チェックを行い、不整合のデータが発見された場合は、修正を行うものとする。

2 地形項目ベクトルデータ、台帳項目ベクトルデータ、道路構造化データを重ね合わせた道路台帳図データを作成するものとする。

第26条 （道路台帳調書電子化）

発注者が貸与する道路台帳調書関係資料をもとに、道路台帳調書データ（区間情報データ）を作成するものとする。道路台帳調書データは、国土交通省様式、総務省様式、道路法に基づく様式等に対応できるよう汎用的な ACCDB(アクセス)形式でとりまとめるものとする。さらに、受注者は交付税に対応した様式の調書についても整備することで、交付税算定に必要な資料の作成支援を行うものとする。なお、前年度道路台帳調書（各種帳票数値）との整合検査を確実に実施するとともに、不整合が発生する箇所については、発注者と協議の上、処理内容を決定するものとする。また、本業務において電子化した道路台帳調書データは、京都府統合型 GIS に情報登録を行い、地図情報と調書情報を連携確認できるよう設定するものとする。

2 作成した構造化データを基に算出した区間毎の延長や面積と既存調書の区間ごとの道路延長や面積等を比較し、道路台帳図と調書の整合性を確認するものとする。道路台帳図と調書に差異が生じている箇所は、次年度以降の道路台帳補正に活用できるよう、位置図及び一覧表に整理するものとする。

第27条 （調書集計演算チェック）

道路法施行規則及び国土交通省道路施設現況調査要項に基づき、前条で作成した道路台帳調書データを集計するものとする。なお、集計する調書データは下記の通りとする。

(1) 道路法によるもの

- 1) 道路台帳
- 2) 実延長調書
- 3) 橋調書
- 4) トンネル調書

(2) 国土交通省（道路施設現況調査）によるもの

- 1) 道路現況（総括）台帳（国土交通省1号様式）
- 2) 道路現況（独立専用自歩道）台帳（ 〃 2 〃 ）
- 3) 道路現況（部分自歩道）台帳（ 〃 3 〃 ）
- 4) 橋梁現況台帳（ 〃 5 〃 ）
- 5) トンネル現況台帳（ 〃 6 〃 ）
- 6) 道路現況（総括）台帳【個別】
- 7) 道路現況（総括）台帳【合計】
- 8) 道路現況の増減

(3) 総務省によるもの

- 1) 施設状況調査表
- 2) 路線別施設状況比較表
- 3) 車道幅員別・路面別実延長比較表
- 4) 道路橋梁基礎数値調査表
- 5) 台帳整備済路線の増減表
- 6) 面積増減に関する内訳表
- 7) 延長増減に関する内訳表
- 8) 路線別面積増減表
- 9) 路線別延長増減表
- 10) 道路現況調書
- 11) 橋梁現況調書
- 12) 歩道現況調書
- 13) 道路改良・舗装現況調書
- 14) 道路施設現況調書
- 15) 道路増減調書

(4) 管理用によるもの

- 1) 橋梁台帳
- 2) トンネル台帳
- 3) 交差台帳

2 詳細なデータの追加及び更新データを入力する際に、プログラム処理によりマッチングを行い、各データに脱落や重複がないかを総合的にチェックするとともに、過去のデータとの整合を図りながら集計するものとする。

3 処理プログラムは、データの更新、補正が一括（すべての認定路線）で処理できるシステム

とする。

4 集計された調書データは、京都府統合型 GIS 上で検索・閲覧・印刷等が可能となるよう設定を行うものとする。

第28条 （境界明示図書スキャニング）

本業務においてスキャニングを行う境界明示図書数及び入力する境界明示位置のラインデータの件数、入力する属性項目数は下記を想定している。

境界明示図書の枚数	4,400枚（A2） 、4,400枚（A1）
境界明示位置の件数	2,200件
属性項目数	4項目（管理番号、確定番号、申請年月日、確定種別）

2 発注者が貸与する境界明示図書について、スキャナ等の入力機器を用いてスキャニングデータを作成するものとする。なお、画像解像度は 400dpi 以上とする。また、作成する個々の画像データについてはファイル名を付与するものとする。なお、スキャニングデータについては、「TIFF や JPEG」等データ構造が一般的なものとする。

第29条 （境界明示位置情報 GIS データ作成）

作成したスキャニングデータを基に、明示位置のライン入力を行うものとし、図面ごとの管理番号（コード）ごとに位置情報との関連付け処理を行うものとする。なお、データ形式は、京都府統合型GISに搭載可能なシェープファイル形式とする。

第30条 （境界明示属性情報登録）

整備した明示位置ラインデータに対して、属性情報として「管理番号」「確定番号」「申請年月日」「確定種別」の情報を付与するものとし、詳細な項目については別途発注者と協議のうえ決定するものとする。

2 入力した明示位置ラインデータについて、既に庁内で運用している京都府統合型GISに登録を行うため、シェープファイルに変換を行い、セットアップするものとする。また、本業務内でスキャニングを行った境界明示図面は各ラインデータに対してファイリングを行い、京都府統合型GIS上から確認が行えるように設定するものとする。

第31条 （GIS データ取りまとめ）

本業務で整備する各種 GIS データは、発注者において既に運用している京都府統合型 GIS（職員用・公開用）にセットアップを行い他のデータと合わせて一元管理することを想定している。

2 本業務において整備した GIS データは、整備が完了した段階から既設の京都府統合型 GIS にセットアップを行い、システム上で閲覧できるようにすることを想定している。本業務の受注者は下記のスケジュールに基づいて整備した GIS データを京都府統合型 GIS の運用保守業者へ提供するものとする。

1) 11 月初旬：「道路台帳ラスタデータ」、「路線網図ラインデータ」、「道路台帳ベクトルデータ(地形項目)」職員用 GIS 設定

2) 12 月中旬：道路台帳ベクトルデータ(台帳項目)職員用 GIS 設定

3) 2 月中旬：道路台帳構造化データ職員用 GIS 設定

4) 2 月中旬：境界明示データ職員用 GIS 設定

5) 2 月中旬：道路台帳マップ公開用 GIS テスト環境設定

6) 3 月中旬：道路台帳マップ公開用 GIS 本番環境設定

第32条 （成果品とりまとめ）

受注者は、本業務の成果品として業務報告書を作成し、発注者に納品するものとする。
また道路台帳については、電子媒体のほか下記の部数を製本の上、納品するものとする。なお、製本のサイズについては現行のサイズを踏襲するものとする。

① 道路台帳図出力製本（レベル 1,000） 1 部

② 道路台帳図出力製本（レベル 2,000） 1 部

2 本業務で整備する各種 GIS データは、汎用的なシェープファイルで作成するものとし、業務報告書と合わせて電子媒体に格納し、納品するものとする。

第33条 （打合せ協議）

本業務の実施期間中、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち、必要に応じて協議、打合わせを行うものとする。受注者は、打合せを行った場合（電話による打合せを含む。）は、その都度「協議記録（記録簿）」を2部作成し、発注者の承認を受け、それぞれが1部を保管するものとする。

第3章 成果品

第34条 （成果品）

本業務の成果品は次の通りとする。

(1) 製品仕様書	1 式
(2) 道路現況平面図データ（レベル 1000）	1 式
(3) 道路台帳平面図データ（レベル 1000）	1 式
(4) 道路台帳調書データ	1 式
(5) 路線網図データ	1 式
(6) 境界明示データ	1 式
(7) 道路台帳図出力製本（レベル 1000）	1 部
(8) 道路台帳図出力製本（レベル 2000）	1 部
(9) 業務報告書	1 式
(10) 打合せ協議記録簿	1 式